

# 日高川町持続化支援金交付要綱

令和2年5月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、令和2年新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ感染症」という。）拡大によって、特に大きな影響を受ける町内で経営を行う事業者の事業継続支援を図るため、中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金（以下「国給付金」という。）の給付を受けた事業者に対し、日高川町持続化支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とし、その交付に関しては「日高川町補助金等交付規則」（平成17年5月1日規則第27号、以下「規則」という。）で定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付の対象)

第2条 町長は、新型コロナ感染症拡大により、特に大きな影響を受け、事業の継続・再起の糧とするために国給付金の給付を受けた日高川町内で経営を行う事業者に対し、別に定める基準に基づき予算の範囲内において支援金を交付するものとする。

## (給付金の額)

第3条 支援金の額は、国給付金の20%を限度とする。1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

## (交付申請書の提出)

第4条 交付申請書の様式は、規則交付申請書（様式第1号）によるものとし、事業者は、国給付金の給付が決定したときは、遅滞なく給付通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

## (交付申請の期間)

第5条 交付申請の期間は、令和3年2月28日までとする。

## (交付決定)

第6条 町長は、第4条の支援金交付申請書を審査のうえ、適当と認めるときは交付を決定し、速やかにその決定の内容を通知するものとする。

## (支援金の請求)

第7条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた事業者は、規則交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

## (支援金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに口座振込により支援金を交付しなければならない。

## (支援金の返還)

第9条 本支援金の交付を受けた事業者が、国給付金を返還する事態となった場合は、速やかにその旨を町長に通知し、その全部又は一部を返還しなければならない。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。